

編集発行
 日本学校保健会
 岩原 拓
 東京都港区西久保
 明舟町10番地
 電話 (50) 3785
 9974
 振替口座東京 98761
 印刷所 伊東進歩堂
 東京都文京区東青柳町30

学校保健

財団法人 日本学校保健会会報
 昭和34年1月1日発行 (隔月1回1日発行)

頒価1部15円(送料とも)

教育の完成を目的とし、個人及び社会の健全な成長を促進し、国民の健康増進に寄与することを旨とし、学校教育の基となるべき事項を規定する。



時評 学校保健の回顧と展望

皆さま、おめでとうございます。どうか今年も学校保健にとつて、良い年でありますよう祈ります。昨年は学校保健法成立という歴史的な年でありました。しかし、学校保健法に基づく学校保健活動を旺盛に展開するのは今後であると申さざるを得ません。

今年早々に開始される就学時の健康診断や児童生徒の疾病治療の実施など一日も遅れにできないものが目の前にあります。いづれも、従来の学校保健の進め方では間に合わないのがあります。その上に、冬期の学校保健対策も着実に進めなくてはなりません。インフルエンザ、ジフテリアと冬の学校伝染病に対する備えは十分でしょうか。これらについての学校保健法による取扱いは十分研究済みでしょうか。また、暖房、換気、その他、冬の学校環境衛生に関する検査や処置の計画は進められているでしょうか。このように忙しい冬もあつという間に過ぎて、いよいよ四月以降の新学期年度に入ります。定期健康診断、定期環境衛生検査を始め新しい年度の学校保健計画についての原案が進められなくてはなりません。これらは学校保健主事の仕事です。保健主事の研さんと努力は正しく学校保健活動の源泉であります。全国二千万の児童生徒の健康については学校医、学校歯科医、学校薬剤師、養護教諭の専門技術による所まことに大なるものがあります。が、これらの方々が活動され易いよ

うにする役目は、実に学校長と学校保健主事の手中にあります。二千万児童生徒を学校病に対して守り抜くことは難事ではありますが、学習能力の向上のためには、欠くことのできないものであり、また明るく楽しい健康な国造りにつながるものであります。

保健の問題はその原因が児童生徒の生活の全部にわたつているとともに地域的社会的に独立するものではありません。全国学校保健関係者の協力体制こそ一人一人の児童にとつて必要なことといえます。

第二十九号目次

- ◇時評 学校保健の回顧と展望
- ◇本年の就学予定者を対象、初めての就学時健康診断、適正な実施を望み文部省から注意。
- ◇健康診断の方法と技術的基準の補足的事項。
- ◇学校環境衛生検査基準案、検査は学校薬剤師が担当する。
- ◇地方だより。

●御願い 本号に就学時健康診断に関する通達を特集してあります。関係者の御精読をお願いします。

本年の就学予定者を対象 初めての就学時健康診断

適正な実施を望み、文部省から注意

体育局長 通達

△文体保第一六六号(昭和三十三年一月二十七日)
各都道府県教育委員会教育長殿
文部省体育局長 清水 康平
就学時の健康診断の実施について(通達)

学校保健法の第四条によつて、児童の小学校へ就学するに当つて就学時の健康診断が制度化され、市町村の教育委員会は、来る四月に就学すべき児童に対する入学期日の通知が行われるまでに、それら児童に対して就学時の健康診断を実施しなければならぬのであるが、文部省体育局長では、これが実施に遺憾なきを期し、去る十一月二十七日付体育局長通達をもつて、各都道府県教育委員会教育長に対し、次のように指導方を依頼した。

就学時の健康診断の意図するところは(1)学校教育における子女の健康の問題について保護者及び本人の認識と関心を深める(2)疾病又は異常を有する就学予定者については、入学期までに必要な治療をし、あるいは生活規正を適正にする等により健康な状態で入学するようにする。(3)病弱、発育不完全等の者及び盲者、聾者又は精神薄弱、肢体不自由その他心身に故障のあるものについては、就学義務の猶予若しくは免除又は特殊教育諸学校への就学若しくは特殊学級への編入等により心身の状況に応じた適正な就学を図る。(4)これらことにより義務教育の円滑な実施に資する。にあると言われるが、制度として行われるのは、今年が初めてであるので、実施者がよくこれを理解して最も適正に実施するよう望まれている。

学校保健法(昭和三十三年法律第五六号。以下「法」という)の規定に基き、本年度より、就学予定者に対する就学時の健康診断(法第四条の健康診断をいう。以下同じ)が、全国の市(特別区を含む。以下同じ)町村の教育委員会において一せいに行われることになりましたが、これが実施については、左記の事項に留意の上、実施計画を立て準備をじゅうぶんにして遺憾のないよう、御指導方お願いいたします。

一、就学時の健康診断を行う趣旨
就学時の健康診断は、就学予定者に対し、あらかじめ健康診断を行い、就学予定者の心身の状況を把握し保健上適正な就学についての指導を行い義務教育の円滑な実施に資するために行われるものであり、市町村の教育委員会があらかじめ学齢簿を作成し、入学期日の通知などを行う就学事務との関連において行うものであること。
二、対象者および保護者への通知

(一) 対象者

学校教育法第二二条第一項の規定により翌学年の初めから小学校または盲学校もしくは聾学校の小学部に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものであるが、さらに具体的には学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三四〇号)第二条の規定によりあらかじめ作成された学齢簿に記載された就学予定者であること(法第四条、学校保健法施行令(昭和三十三年政令第一七四号。以下「令」という)第一条)。

(二) 保護者への通知

市町村の教育委員会が就学時の健康診断を行うに当つての保護者への通知については、令第三条に規定されているが、この通知文については、別記第一を参照の上、当該市町村の教育委員会において定め、なるべく早目に通知すること。

(三) 時期、検査の項目、方法および技術的基準、健康診断票

就学時の健康診断は、学校教育法施行令第二条の規定により、当該市町村の教育委員会において、学齢簿が作成された後同令第五条第一項の規定により当該市町村の教育委員会において入学期日の通知が行われるまでの間に、当該市町村の教育委員会が決定する日時に行うものであること(令第一条同第三条)。

(四) 検査の項目

就学時の健康診断における検査の項目は、令第二条に定められているが、特に伝染性または学習に

支障を生ずるおそれのある疾病または異常の発見につとめるなど法第五条の事後措置に關連して必要な検査の項目が定められるものであること。

(一) 方法および技術的基準

就学時の健康診断の方法および技術的基準は、(二)の検査の項目ごとに、学校保健法施行規則(昭和三十三年文部省令第一八号。以下「規則」という)第一条に定められているが、なお「児童、生徒、学生および幼児の健康診断の方法および技術的基準の補足的事項について」(昭和三十三年一月二十七日付文体保第一六七号文部省体育局長通達)を参照すること。

また、視力および色盲の検査ならびに知能についての検査に關しては、次によること。

視力は、幼児用試視力表を用いて検査する。

色盲は、色盲検査表を手でたどらせるなどの方法により検査する知能についての検査は、別記第二に留意して実施する。

なおまた、就学時の健康診断は冬期に、幼児を対象として行われるわけであるから、特に室内に適當な暖房設備をして保温を適切に行い、換気、採光に留意し、清潔を保つなど健康診断実施場所の環境衛生に配慮すること。

(二) 健康診断票

市町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行ったときは、規則の第一号様式により、就学時健康診断票を作成しなければならないこと(令第四条第一項、規則第二条)。

1日1錠


ぐんぐん育つ...

ミネラル入り
総合ビタミン剤

ミネピタール

ミネラル11種+ビタミン12種+肝臓エキス

三共株式会社 30錠(430円)100錠(1,150円)



衛生無害 純炭酸ガスを配合

品質優良

教学チョーク 経済的 能率的

日本教学工業株式会社

携帯便利なチョークケース
経済的能率的に使用出来るチョークホルダー

東京都豊島区池袋1-836 平和堂ビル 電話池袋(97)1689
成城町13 2898 工場 埼玉県草加町

日本学校保健会 推せん

また、市町村の教育委員会は、後記四の事後措置をとつた後は、翌学年の初めから一五日前までに就学時健康診断票を就学時の健康診断を受けた者の入学する学校の校長に送付しなければならないこと（令第四条第二項）。

なお、就学時健康診断票の送付を受けた学校においては、これにより就学時の健康診断の結果を、新入学児童の学級の編制、保健管理、保健指導などに活用するようにつとめなければならないこと。

四 事後措置

市町村の教育委員会は、就学時の健康診断の結果に基づき、担当医師および担当歯科医師の所見に照して、法第五条の適切な措置をとらなければならないものであること。

この事後措置は、就学時の健康診断の結果を保護者に通知し、その通知においてあわせて所要事項を記載して行うのが適当であり、またこの通知は、入学期日の通知とあわせて行うのが便宜であること。もとより必要に応じ保護者の出頭を求めて指導、助言を行うという場合も考えられること。

この法第五条の事後措置の実施基準を分類して記せば次のとおりであること。

(一) 健康な者

発育も順調であり健康な者については、その旨を通知し、今後も健康に留意し生活を規則正しくして、元気で入学するよう附言することが適当である。

(二) 疾病または異常を有する者
疾病または異常を有する者につ

いては、すみやかに治療のために必要な医療を受けるよう勧告し、または必要に応じてさらに必要な検査を受けるようあるいは予防接種を受けるよう指導し、また発育が順調でない者、栄養要注意の者などには、その発育、健康状態に応じた保健上必要な助言を行う。特に伝染病または学習に支障を生ずるおそれのある疾病でトラホーム、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、蓄膿症、アデノイドなどを有する者についてはすみやかに必要な医療を受け、入学前に治療を終つて入学するよう勧告する。

(三) 病弱、発育不完全などのため就学困難と認められる者

明らかに学校教育法第二二条第一項に規定する義務（以下「就学義務」という）を猶予または免除することが適当と認められる者については、就学義務の猶予または免除を受けることが適当である旨およびその願ひ出をすべきことを指導する。

さらに必要な検査、精密検査を受ける必要があると認められる者については、こうした検査を受ける必要があることを指導し、そしてその検査を受けた結果を教育委員会に連絡すること、またそれにより就学義務の猶予または免除が適当と認められる者には、その願ひ出をすべきことなどを指導する。

(四) 盲者、聾者または精神薄弱肢体不自由その他心身に故障のある者
で盲学校、聾学校または養護学校へ就学することが適当と認められ

る者

これらの者で盲学校、聾学校または養護学校へ就学することが適当であると認められる者については、その旨を保護者に指導し、かつ、盲者および聾者については、都道府県の教育委員会に対し学校教育法施行令第一一条の規定による通知などをしなければならぬ。

なお、さらに必要な検査、精密検査を受ける必要があると認められる者については、(三)のこれらの者の場合に準じて指導する。

(五) 身体虚弱者、精神薄弱者などで特殊学級に編入することが適当と認められる者

身体虚弱者、精神薄弱者などで特殊学校に編入することが適当と認められる者などについては、その旨を指導する。

さらに必要な検査、精密検査を受ける必要があると認められる者については、(三)のこれらの者の場合に準じて指導する。

なお、以上のうち、(三)、(四)および(五)の者に関する事後措置を決定するに当つては、「教育上特別な取扱を要する児童生徒の判別基準について」（昭和二八年六月八日付文初特第三〇三号文部事務次官通達）を参照の上、その適正を期すること。

別記第一

就学時の健康診断を行うに当つての保護者への通知文（参考例）

昭和 年 月 日
保護者名 殿
市（町村）教育委員会名 函
就学予定者に対する就学時の健

健康診断の実施について

学校保健法（昭和三三年法律第五六号）の規定により、当教育委員会においては、下記によつて、あなたの子女就学予定者名殿に対し、就学時の健康診断を行います。当日は、あなたまたはあなたに代る方がかならず付き添いの上、この健康診断を受けさせて下さい。

記

一、就学時の健康診断を行う趣旨
この就学時の健康診断は、就学予定者に対し、あらかじめ健康診断を行い、就学予定者の心身の状況を把握して、保健上の適正な就学を期するために行われることになつたものであり、保護者は、子女を小学校（または盲学校もしくは聾学校の小学校）に就学させる義務の適正な履行のために、この健康診断を受けさせる必要があります。

二、日時

昭和 年 月 日 午前午後 時から午前午後 時までに行います
なお、当日病気その他やむを得ない事由によつて健康診断を受けることのできなかつた者については、別途あらためて日時を通知する。

三、場所

〇〇〇〇小学校で行います。

四、実施の要領および注意事項

(一) この健康診断は、心身の状況のおおむね全般にわたつて、法令の規定に従つて行います。
(二) 子女の身体や衣服をなるべく清潔にして来て下さい。
(三) 保護者またはこれに代る付添の人は、子女の主な既往症と種痘

体位を向上させる!



大正製薬

高単位総合ビタミン剤

ビタリゲン

東京都豊島区 大正製薬株式会社

(イ) 痘瘡の予防接種のこと。ジフテリアなどの予防接種を受けた月日が答えられるようにして来て下さい。

(ロ) この健康診断は、子女のよりよい就学のため行われるものですから特別な準備などはいつさい必要で、気軽に受けさせて下さい。

別記第二

就学時の健康診断における知能検査実施上の留意事項

- 一、就学時の健康診断における知能についての検査は、規則第一条第一四号に規定するように、精神薄弱児の発見にとめるために行うものであるから、普通児と精神薄弱児との判別に専ら問題があるものであり、普通児の知能指数を検査するものではないこと。
- 二、就学時の健康診断における知能の検査は、一、目的に合致するよう簡便で、しかも就学予定者の年齢層に適合した知能検査法によること。
- 三、検査場は、明るい静かな部屋で直接検査に関係のない者は入らないようにすること。
- 四、検査の人員は、おおむね一回に一〇人を標準とすること。
- 五、検査の時間は、被検査者の疲労などを考慮してなるべく短時間で終るようにとめること。
- 六、検査に当つては、次の事項に注意すること。
 - (イ) 検査は、正しい手続により、正しい教示を守つて行い、正しい採点をするなど検査の条件をよく守ること。
 - (ロ) 被検査者とじゆうぶん心的融和ができるようにすること。

(ハ) 検査者が多人数の場合は、検査開始前に動機づけのしかた、テストの練習問題の説明のしかた、説明時間、テストの全体の時間、事故の起きた場合の処置補助者のしごとなどについて、打合せをじゆうぶんすること。

七、知能検査の結果、知能指数七五程度以下の者については、この通

健康診断の方法と技術的基準の補足的事項

また、学校保健法第六条によつて児童、生徒、学生及び幼児の健康診断を各学校は毎学年定期に行わなければならないのだが、これは従来の学校身体検査が、やや形式に流れてい

たのを、学校保健法及び同施行規則によつて整備充実を期したもので、検査の項目、健康診断の方法及び技術的基準等を規則で整備したのであるが、文部省体育局では、一層適確な実施を期待し、去る十一月二十七日、体育局長通達をもつて、児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項を示し、実施に遺憾ないよう関係者の配慮を要望した。

△文体保第一六七号昭和三三年一月二十七日

- 各国・公・私立大学長
各都道府県教育委員会
各都道府県知事
各国立高等学校長
文部省体育局長 清水 康平
児童、生徒、学生および幼児の健康診断の方法および技術的基準

達の本本文の記の四の(イ)、(ロ)または(ハ)の事後措置の実施基準によつて措置すること。多くの場合、さらに精神薄弱に関する専門医、たとえば精神科等の医師または大学の研究室もしくは教育研究所等において精密検査を受けるよう指導することが適当であること。

標準の補足的事項について(通達)

学校保健法(昭和三十三年法律第五六号)第六条第一項に規定する児童、生徒、学生および幼児の健康診断の方法および技術的基準については、同法第一〇条第一項の規定に基き学校保健法施行規則(昭和三十三年文部省令第一八号)第五条において定められました。なお、下記の補足的事項に留意のうえ、児童、生徒、学生および幼児の健康診断の実施に遺憾のないよう御配慮をお願いいたします。

記

「児童、生徒、学生および幼児の健康診断の方法および技術的基準の補足的事項」

- 1、身長、体重、胸囲および座高の測定にあつては、その正確を期すため、あらかじめ、測定用具を点検し、その正否に注意すること。
- 2、胸囲の測定にあつては、乳房が著しく膨隆している女子については、尺帯を少しその上方に当てて測定すること。

- 3、脊柱の疾病とくに「カリエス」の検査にあつては、その可動性圧痛点などに注意し、また脊柱の形態については、平背・円背・亀背、側わんなどの異常わん曲に注意すること。
- 4、胸郭については、扁平胸、漏斗胸、鳩胸などの胸郭異常に注意すること。
- 5、視力の検査にあつては、下記によつて実施すること。
 - (1) 被検査者を立たせる位置は、万国式視力表(以下視力表という)から正確に五メートルの距離とし、これを床上に明示すること。
 - (2) 視力表は、汚損したもの、変色したもの、しわのあるものなど使用しないこと。また、視力表は、なるべく広く明るい壁面に掲げ、その視標一・〇を被検査者の目の高さとする。
 - (3) 視力表の表面は、日光の直射をさけること。視力表の表面とその周囲の壁面との照度は、なるべくこれを均等にし、その照度の基準はおおむね二〇〇「ルクス」とすること。
 - (4) 雨天、曇天等の場合で、視力表の表面の照度がふじゆうぶんであるときは、検査者の指示を受け、視力表と被検査者との間隔を短縮するなど適当な方法によつて、検査の正確を期すること。
 - (5) 視力の検査は、右眼から始め(眼鏡を常用する者については取りはずさせること)まず、両眼を開いたまましや眼器をもつて左眼をしや閉し、右眼で視力

お子さまにはコレを!

歯そのものを強くする歯磨です

こどもライオンには特にび盛りのお子様の歯に有効なフッ素を配合してあります。ムシ歯を防ぐことはもちろん歯そのものを強くします。

…クリームはみがき…

こどもライオン

30円

T116



表を注視させ、その見えた最小の視標を求め、その視標の側に付記してある数字を右眼の裸眼視力とする。左眼についてもこの例に準ずること。

(6) 裸眼視力一・〇に達しない者について、必ず板付検眼「レンズ」などを用い、そのきよう正視力を検査すること。

ア、「レンズ」は、弱度のものから順次に使用し、視力がきよう正されるかを検査すること。

イ、凹「レンズ」を使用して一・〇以上の視力を得た場合には、その最もよい視力を得るために使用した凹「レンズ」の最強度のものをもつて、近視の度とすること。

ウ、凸「レンズ」を使用して一・〇以上の視力を得た場合には、その最もよい視力を得るために使用した凸「レンズ」の最強度のものをもつて、一応遠視の度とすること。

エ、凹「レンズ」または凸「レンズ」を使用しても一・〇以上のきよう正視力を得ることができないが、ある程度きよう正することができるときには、その最もよい視力を得るために、使用した「レンズ」の度ならびにそのときの視力を一応記入すること。

オ、板付検眼「レンズ」などを用いて検査しても一・〇以上のきよう正視力を得ることのできない場合には、検査者においてさらに必要な検査を行い、視力障害の原因が判明したときは、その旨「眼疾」欄に記入すること。

6、聴力の検査にあたっては、下記によつて実施すること。

(1) オーディオメーターは、日本工業規格(JIS)によるものを用いること。

(2) 聴力の検査は、次の順序によつて行うこと。

ア、まず、選別検査を行う。この選別検査は、次によつて行うこと。

イ、検査場は、正常聴力者が一〇〇〇C/S、一五dbの音をめいりように聞きうる場所であること。

ロ、この選別検査は、オーディオメーターを用い、聴力損失ダイアルを二〇dbに固定し、周波数切替えダイアルだけをを用いて、このレベルを聴取できないものを選別する。この際の検査音としては、一〇〇〇C/S、四〇〇〇C/Sを用いる。第一回の検査で選別された者に対しては、再検査を行う。

ハ、次に、選別検査の結果によつて難聴の疑いある者に対しては、オーディオメーターを用い、精密検査を行うこと。

ニ、検査音の種類は、少なくとも五〇〇〇C/S、一〇〇〇C/S、二〇〇〇C/S、四〇〇〇C/Sとすること。

ヘ、検査方法は、下記によることと検査者を、眼をとじて楽にすわらせ、耳にオーディオメーターの受話器をよくあてさせる。上記の検査音の検査の順序は一〇〇〇C/S、二〇〇〇C/S、四〇〇〇C/Sと進み。次に

いで一〇〇〇C/S、五〇〇C/Sの順とする。これらの検査音のそれぞれについて、あらかじめじゆうぶん聞える音の強さで聞かせ、ついで音の強さを弱めていき、一応聞えぬところまで下げ、次に検査音をだんだん強めて行き、初めて聞えた音の強さ(20db)を聴力損失デシベルとする。

音を強めるときには、一ステップを一、二秒の速さで強くするようにする。

検査音が聞えれば、被検査者は信号ボタンを押すかあるいは手指等で合図することにし、検査者に知らせる。

検査音の認知がめいりようでないときには、断続器を用いて音を断続させて聞かせ、その認知を確かめる。断続器を使用できない場合には、聴力損失ダイアルを一度左にもどしてから、再び強めることをくり返し、その認知を確かめる。

この検査は、聞えのよい耳を先きに検査し、左右とも同じときには、右耳を先きに検査する。

7、囁語法によつて、聴力の検査を行う場合には、下記によつて右耳から始め、囁語によつて左右各別に障害の有無を検査し、障害のある者については、検査者においてさらに精密検査を行い、難聴の有無を検査すること。

行い被検査者の右耳を検査者のほうに向けて、検査者からの距離六メートルの位置に立たせ、左耳は左手の指頭をもつて耳しゆを押し、外耳孔を閉そくさせて、気密にし、検査者の囁語をもつて唱える語を被検査者に復唱させて、障害の有無を検査する。

左耳の検査についても、この例に準ずること。

この場合、復唱正確な者は、聴力障害のないものと認める。不正確な者については、検査者に、被検査者を漸次接近させて同様の方法により検査を行い、正確に復唱することができたときの距離を健康診断票の「聴力」欄に記入すること。

検査用語は、次の三組の中から適宜一語あてを選ぶこと。

第一組(聴取しやすいもの)
かいこ、かたかな、からかさ、汽車、汽船、口、くつ、さかな、桜、砂糖、しか、試験、写真、唱歌、すいか、生徒、先生、たいこ、体操、竹、たこ、電車、東京、とけい

第二組(聴取し難いもの)
いね、いも、うま、つな、富士の山、ふね、冬、へや、骨

第三組(聴取に難易があり適宜選出すべきもの)
桃、豆、南、耳、屋根、山

(3) 聴力の精密検査は、検査者が行い、難聴と認めた場合には、それぞれ「聴力」欄に、その旨

よい子の健康を守る
シオノギの お子様用総合ビタミン
ポポン末液
25g 280円・100g 800円・15cc 300円

一番新しい...効果の優れた
虫下し
ベキノン錠
20錠 100錠

8、歯の検査は、下記に留意して実施すること。
(1) 歯の処置および指導を要する者の選定に重点をおくこと。
(2) 歯ぎん炎、歯そうのう漏、不正咬合などの疾病および、異常については、特に処置または矯正を要する程度のもを具体的に、所定欄に記入すること。
(3) 補てつを要する欠如歯、処置を要する不適当な義歯などのあるときは、その旨「担当学校歯科医所見」欄に記入すること。
(4) はん状歯のある者が、多数発見された場合には、その者の家庭における飲料水についても注意すること。

9、寄生虫卵の有無の検査は、主として回虫卵、十二指腸虫卵などの腸内寄生虫卵を目標として行いその検出率を高めるようつとめること。
十二指腸虫卵の有無の検査を行う場合は、なるべく飽和食塩水浮遊法による集卵法によること。この集卵法は、おおむね次のようである。
便の各部から約一グラムの量を取り、これを試験管に入れ、これの試験管に約七分まで飽和食塩水を加えガラス棒などでよくかきまわし、ごみがあるときはこれをとりぬき、この試験管を試験管立てに立てる。次いで、液の表面が試験管の口の凸面を作つて盛り上がるまでピペットで飽和食塩水を加え、約三〇分放置しておく。そして、カバー・ガラスを試験管の口に盛り上がった凸面に静かに水平

に接触させる。このカバー・ガラスを、そのままスライド・ガラスの上のせて、これを顕微鏡で検査する。

学校環境衛生検査基準 (案)

検査は「学校薬剤師」が担当する

学校保健法によつて学校においては学校環境衛生の維持に努め、さらに必要に応じてその改善を図らなければならない。この学校環境衛生の実施については、既に昨年六月に出された文部省体育局長通達によつて示されているところであるが、学校において環境衛生の維持改善を図ろうとすれば、まず第一に現在の学校環境衛生状態がどんなものであるかということとを正確に把握する必要がある。この学校環境衛生に関する事項について検査を担当するのは、いわゆる学校薬剤師の職務である。日本学校保健会学校薬剤師部会では、かねて学校環境衛生検査基準案の検討を重ねていたが、昨秋ようやく成案を得たので、これを文部省に提出、今後全国各地の学校で行う環境衛生検査は、この基準に従つて実施するよう要望した。

学校環境衛生検査基準案の内容は (1) 飲料水および用水 (2) 空気、暖房、換気、採光および照明 (3) 便所その他学校内の清潔と消毒 (4) 毒昆虫の駆除 (5) 学校給食用の食品および器具となつてはいるが、目下冬期衛生対策の重要性が要求されているので、空気等の検査基準案を次に掲げることにする。なおその他の検査基準案は、次号以下に連載する。

空気・暖房・換気・採光および照明

一、検査時期

- 一・一 定期の検査
 - 一・一・一 夏期における衛生対策 (防暑その他) を目的とする検査は六月、七月および九月のうち、適當の時期に、教室その他について、原則として毎年一回左記検査項目中二・一・二・六項並びに二・九・二・一・一項の検査を行う。
 - 一・一・二 冬期における衛生対策 (暖房・換気・保温・採光照明その他) を目的とする検査
 - 一・一・二・一 一月、一二月並びに一月、二月のうち、適當の時期に、教室その他について、原則として毎年一回左記検査項目中二・一・一・二・一・二項の検査を行う。

二、臨時の検査

- 二・一 二・一 ガス中毒防止対策を目的とする検査
 - 二・一・一 給食調理場、用務員室等について、必要に応じて左記検査項目中二・八項および二・九項の検査を行う。
- 二・二 騒音防止対策を目的とする検査

教室その他について、必要に応じて左記検査項目中二・一・二・三 大気汚染物質を目的とする検査

学校の付近に、大気汚染物質として、有害ガスまたは有害物質が飛散するおそれのある場合には、必要に応じて、左記検査項目中二・一四項の検査を行う。

二、検査項目

- 二・一 気温 二・二 気圧 二・三 気湿 二・四 気動 二・五 感覚温度 二・六 熱輻射 二・七 炭酸ガス (二酸化炭素) 二・八 一酸化炭素 二・九 換気 二・一〇 塵埃 二・一一 落下細菌数 二・一二 照度 二・一三 騒音 二・一四 有害ガスおよび有害物質 (大気汚染物質)

三、基準および検査法

- 三・一 判定基準
 - 三・一・一 気温 一五〜二五度であることが望ましい。
 - 三・一・二 気湿 五〇〜六〇%であることが望ましい。
 - 三・一・三 気動 ほとんど気動を感じない程度が望ましい。
 - 三・一・四 感覚温度 一五〜二二度であることが望ましい。
 - 三・一・五 熱輻射 熱原からの輻射熱の影響が

学童の栄養補給には



消化吸収よき完全乳化
特殊皮膜で定効力安

(学校用) 一粒中のビタミン含量
A 3,000 国際単位
D 300 国際単位

河合研究所
河合製薬株式会社

東京都中野区通2丁目4番4号
電話 東京 443-445
東京都中野区通2丁目4番4号
電話 東京 443-445

- 著しくあつてはならない。
- 三・一・六 炭酸ガス(二酸化炭素)
常に0.1v/v% (1,000ppm) 以下であることが望ましく、いかなる場合にも0.15v/v% (1,500ppm) 以上に及ぶことがあつてはならない。
- 三・一・七 一酸化炭素
常に検出されないことが望ましい。いかなる場合にも10ppm (0.001v/v%) 以上に及ぶことがあつてはならない。
- 三・一・八 換気
三・一・八・一 学校の教室の気積および換気については次ぎによることが適当である。
- 三・一・八・一 室内の気積は床面から四m以上の高さの空間を除き、在室者一人当たり10m³(児童および幼児については5m³)を標準とする。なお、児童または生徒一人当りの空気の内面積は1.2m²を標準とする。
- 三・一・八・二 新鮮な空気の供給を確保するために、できるだけ窓を開放し、なお作業室、実験室、調理室などの特に塵埃、有害ガス、臭気、水蒸気などを発生する室内では、換気に特別の注意を払う。この場合、換気回数は一時間三回以上、換気量は炭酸ガス0.1v/v%以下に保つように調節することを標準とする。

	良	可	好ましくない	許容量
塵埃数 cc	<600	610~1,550	>1,560	3,000

三・一・一〇 落下細菌数
次ぎの基準を判定の目安とする。

	良	可	好ましくない	許容量
細菌数	<30	31~190	>200	300

	良	可	好ましくない	許容量
Ai	<0.54	0.55~2.2	>2.3	5.0
Ao	<0.39	0.4~1.4	>1.5	3.0
Ai-Ao	<0.15	0.15~0.8	>0.8	2.0

三・一・九 塵埃
次ぎの基準を判定の目安とする

三・一・九・一 ろ紙集塵計を用いる場合。

〔註〕 Aiは吸光度× $\left(\frac{\text{ろ紙面積cm}^2}{\text{屋内採気量m}^3}\right)$
Aoは吸光度× $\left(\frac{\text{ろ紙面積cm}^2}{\text{屋外採気量m}^3}\right)$

三・一・九・二 労研式塵埃計を用いた場合。

- 三・一・八・二 煙突の位置および高さは建築基準法(昭和二年法律第二〇一号)施行令(昭和五年政令第三三八号)第一一五条の規定に準ずる。
- 三・一・九 塵埃
三・一・九・一 ろ紙集塵計を用いる場合。

- 三・一・一一 採光は左または上方から行い、窓の上縁をできるだけ高くし、窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、教室の床面積に対し五分の一以上とし、直射日光に対してはカーテンまたは日よけを設ける。
- 三・一・一一・三 採光照明は、明暗の対比が著しくなく、うしろし、かつまぶしさを起さない方法で行う。
- 三・一・一一・四 天井および壁

室名	必要照度(ルクス)
給食調理場、製図室および裁縫室	200~500
一般教室黒板面	150~300
一般教室机上面、図書室机上面	100~200
講堂、図書室、実験室など	90~150
体育館、応接室	50~100
講堂(非講義用)	30~100
洗面所、便所、更衣室、階段	20~70
廊下(一般)出入口	10~50

- 三・一・一一 採光、照明(照度)の基準による。
- 三・一・一一・一 教室の机上面その他の照度については、次ぎの基準による。

近ごろ、健康問題があらゆる階層での話題になつて来たためか「低血圧」症が、新聞その他の健康相談欄にクローズアップされて来た。この低血圧症という奴、高血圧と違つて、直接生命に脅威とならないようだが、充分なる活動をする上には、極めて嫌な存在。ところが、最近あるところの学童について、この低血圧症の有無を調べたら、驚くほどの存在ぶり、学童が低血圧だと、勉強する気力もおとろえ保健教育には無視できないということである、児童の健康診断には、この低血圧症の調査も行つたらという声もある。


の色は、室内照度をよくするため、明るい系統のものをを選び、壁はクリーム色、またはうす緑色、天井を白色とすれば理想的である。白色壁は明るすぎて、却つて眼の疲労を招きまぶしさを催すから注意を要する。

三・一・一二 騒音
教室内では四〇ホン以下であることが望ましい。

三・一・一三 有害ガスおよび有害物質(大気汚染物質)
常に検出されないことが望ましい。

三・二 試験法
前記二・二・一~二・二・二項および二・二・一~二・二・一四項については、日本薬学会協定空気試験法に準じて検査を行う。また二・二・一三項についてはJIS規格の騒音計を用い、その使用法に従つて検査する。(以下次号)

学童と低血圧症



ウロコ印
武田薬品

集団駆虫に ● 武田の駆虫薬 (2錠入)

アスカール錠

2錠中にカイニン酸5mgとサントニン50mgを含有
大阪市東区道修町 武田薬品工業株式会社

- ① 蛔虫・蟻虫・鞭虫に優れた効果を発揮する
- ② 副作用の心配がなく小児に安心して使用できる
- ③ 絶食したり、下剤をかける必要がない。
- ④ 無味・無臭なので、のみやすい。

地方だより

東京都学校保健大会

東京都学校保健会は、去る十一月二十八日杉並公会堂で第五回東京都学校保健大会を開催したが、当日恒例により表彰された学校保健功労者は、次の三十氏である。

△学校医

島田美夫、遣沢忠三郎、佐多正大、大島昌安、矢部賢三、中谷千章、小川安太郎、折本勝治、神辺盛文

△学校歯科医

松本利治、岡本伝、関口篤、宇佐美八郎、宮田三郎、清信静夫、塚本剛一

△学校薬剤師

島田正則、中村勇司、古屋英盛

△学校長

本橋義助、関口理三郎

△保健主事

工藤亮輔、三井武、武田利康、進藤末治

△養護教諭

矢崎タキ、里見フミ、明石シゲヨ

△須貝愛子、溝口けさ子

愛知県学校保健大会

第七回愛知県学校保健大会は、県教委、県学校保健会、県学校給食会の主催によって、去る十一月八日、名古屋市の愛知県市町村会館ホールで盛大に開かれた。

分科協議会は小学校部会が健康安全教育の強化、中学校部会が健康管理の充実、高等学校部会が健康管理の徹底を各協議主題とし、八田保健

厚生課長、水野名大教授、横地高校保健会長をそれぞれ指導助言者として研究を進めたほか、東大教授重田定正氏の「学校保健の諸問題について」特別講演があつた。

なお当日恒例の健康優良学校、保健活動優良校、健康優良児童生徒並に学校医、同歯科医、同薬剤師の各永年勤続者の表彰式が行われたが、学校医等の被表彰者は次のとおりである。

△学校医

橋本武平、佐伯徳三郎、稲垣寿一、伊藤静、友田百次郎、村上正雄、高沢豊、早川朋光、神谷芳根、富田清、山本敬三、山本肇、高村馨平、野千秋、伸たい、片岡剛、柴田藤市、佐藤亨、牧野喜代

△学校歯科医

石原哲、盛田秀雄、石原真一、都築博、横田準三、岸本孝平、小島かね、都築士郎、大杉喜三郎、三宅光一、鈴木英二

△学校薬剤師

新井忠良、加藤清市

学校保健主事の手引作成

三重県学校保健会は、十一月十三十四の両日、四日市市で学校保健大会を開催した。なお同会々長には四日市東富田の馬嶋秋造氏が選任された。

また同会では、かねて「学校保健主事の手引」を作成するため委員会を設けて準備が進められていたが、右手引は、十一月中に完了し、関係者に配布された。

大阪市学校保健会長変る

大阪市学校保健会長として全国的にも極めて有名であつた西起三郎氏

は、一身上の都合により辞任、後任会長には浜野松太郎氏が就任した。

京都府学校保健連合会の行事

京都府学校保健連合会は、去る十一月十二日に京都府連合養護教諭研究会総会、十一月十五、十六両日に京都府学校保健大会、十一月十五日に健康優良学校九校、健康優良児童十三名の各表彰式をそれぞれ開催したが、いずれも、極めて盛況であつた。

近畿学校医研究協議会

第七回近畿学校医研究協議会は、去る十月二十二日に開催された。今回は研究協議に併せてシンポジウムに児童の交通安全就中その交通安全教育諸問題を取上げ、先年欧州に行つた高木敬一医博(市学校医)の「欧米諸国における現状に見て我が国児童の交通安全教育は急いで行わなければならない重要問題である」フムラライトで米国にいた橋本日出雄医博(市学校医)の「米国における安全教育特に交通安全教育について」合計二時間に及ぶ主導の下に行われ、頗る盛況であつた。

香川県健康教育研究大会

香川県学校保健会は、昨年十一月末に同会としての最大行事である香川県健康教育研究大会を開催した。第一日は、保健、体育及び給食の総合大会、第二日は、三会場に分れ、それぞれ専門の研究発表会を行つた。

なお本年度の健康優良学校として小学校の部では、綾歌郡陶小学校が七カ年連続の栄を担い、健康優良児には高松市二番丁小学校の岡村晃君

が選ばれた。

福岡県学校保健大会

福岡県学校保健大会は、本年度はその第十回を迎えて昨年十二月九、十の両日にわたつて盛大に開催された。

なお同県学校保健会長であつた県教育庁保健課長沖和貴氏が八幡市衛生部長に栄転し、後任に天ヶ瀬六三郎氏が粕屋保健所長より転任した。

熊本県学校保健大会

熊本県学校保健大会は、去る十一月六日に県学校保健大会を開き、同会から指定されている四校の研究発表学校保健優良学校、健康優良児童生徒及び保健功労者の各表彰式、学校における安全対策についてのパネルディスカッションのほか、熊本大学体質医学研究所沢田芳男教授の「トレーニングの体力医学的考察(特に疲労問題について)」の特別講演を聴取し、極めて盛況であつた。

鹿児島県学校安全会発足

鹿児島県学校保健大会は、去る十一月六日鹿児島市甲南高校で開催された。

なお鹿児島県では、さきに学校安全会を結成したが、三十三年四月以降の学校災害に対する見舞金贈与の活動を開始するほか、十月末には機関誌第一号を発行した。

佐賀県学校保健大会

佐賀県学校保健大会は、去る十一月二十二日、佐賀高校講堂で開かれたが、東京都教育庁の下田巧氏の「学校と家庭における保健指導」についての特別講演があつた。



ニチバンの高創絆

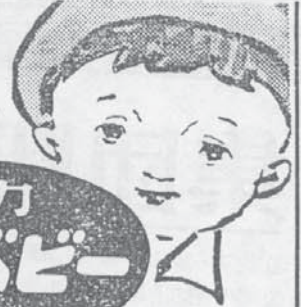
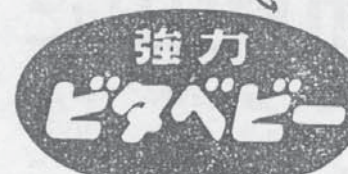


東京 大阪
日神薬品工業株式会社

児童のための

小粒で甘い総合ビタミン

集団服用に
賞用され、
欠席率減少
等の好成绩
が報告され
ています。



第一製薬 東京日本橋 100錠 300円 300錠 750円
他に大量包装あり